

件名	県議会議員選挙候補者の看板について
受付日	令和元年6月10日
ご意見・ご提案の概要	県議会議員選挙において落選した候補者の氏名が書かれた看板を、選挙運動期間外に公道沿いで見かけたが問題ないのか。
県の考え方	<p>このたびは、貴重なご意見をいただきありがとうございました。</p> <p>公職選挙法上、公職の候補者等の氏名を表示した政治活動用看板については、決められた総数の範囲内で掲示できることとされています。</p> <p>したがって、ご指摘の看板が、公職選挙法第143条第16項第1号に定める政治活動用の看板であれば、選挙運動期間外であっても設置することが可能です。</p> <p>ただし、このような政治活動用の看板には、選挙管理委員会が発行する証票が貼られている必要があります。</p> <p>今後とも県政の推進にご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。</p>
担当課	清流の国推進部 市町村課（選挙管理委員会事務局）